

3月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和8年3月26日(木)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
 - 日程第3 教育長の報告について
 - 日程第4 議案第 5号 令和8年度 藤井寺市立幼稚園の重点教育課題(案)について
・・・資料1(こども施設課)
 - 日程第5 議案第 6号 藤井寺市立幼稚園条例施行規則の一部改正について
・・・資料2(こども施設課)
 - 日程第6 議案第 7号 藤井寺市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)について
・・・資料3(学校教育課)
 - 日程第7 議案第 8号 令和8年度 中学生チャレンジテストの参加について
・・・資料4(学校教育課)
 - 日程第8 議案第 9号 令和8年度 各種教育方針について
・・・資料5(学校教育課)
 - 日程第9 議案第10号 藤井寺市人権教育基本方針について
・・・資料6(学校教育課)
 - 日程第10 議案第11号 藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部改正について
・・・資料7(生涯学習課)
 - 日程第11 議案第12号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について
・・・資料8(教育総務課)
 - 日程第12 報告第 5号 教育委員会の後援名義等使用について
・・・資料9(教育総務課)
- 4 出席委員

教育長	見浪 陽一
教育委員	富山 昌克
教育委員	原 明子
教育委員	永井 由美子
- 5 教育部出席者

教育部長兼次長	大山 哲也
教育監	寺田 剛
教育総務課長	中村 真也
生涯学習課長	辻野 智一
学校教育課長	田中 守
学校教育課参事	豊崎 容子
文化財保護課長	新開 義夫
スポーツ振興課長	八木 淳一
図書館長	國頭 順子

6	その他出席者	こども未来部長 こども施設課長 こども施設課参事	武廣 智雄 近山 伸幸 國本 貴子
7	欠席	教育委員(教育長職務代理者)	足立 義幸
8	書記	教育総務課主幹	田名出 隆行
9	傍聴者	0人	

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○見浪教育長

皆さん、こんにちは。それでは、3月定例教育委員会会議を始めます。

はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、永井委員よろしくお願ひいたします。

続きまして、前回令和8年2月26日の定例教育委員会会議録につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

ありがとうございます。では、承認ということで、よろしくお願ひいたします。

次に、教育長報告を行います。まずは、今年度最後の教育委員会会議になります。1年間ありがとうございました。また、幼稚園、小中学校の卒業式への参列ありがとうございました。

次に、一昨日の24日、藤井寺市議会令和8年第1回定例会が、令和8年度一般会計予算をはじめとする19議案を可決して閉会しました。質疑については、改めて今後の教育委員会会議にてご報告することとなりますが、少し紹介させていただきますと、令和8年度の当初予算に関する質問が多くなっており、主なものとして校庭開放事業やブックスタート事業、学校施設のトイレ洋式化、水泳授業の民間委託、市立学校配置検討資料作成業務等について、ご質問をいただいたところです。

また、増加する不登校児童生徒への居場所づくりについて質問をいただいています。その中で、不登校児童生徒をサポートする人員の配置について、国、府に要望する必要があるとのご意見をいただいています。

さらに、教員の働き方改革について、本日も議案第7号にて提案させていただいておりますが、給特法の改正により、今年度末までの教員の時間外在校時間の縮減目標とそのための取組を記載した「教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することとされています。このことに関しましては、特に保護者からの過度な要求に対し、東京都等が策定しているガイドラインを踏まえた対応や、保護者か

らの過剰な苦情や不当な要求は学校では対応が困難であるため、法務相談員の活用等の検討について計画に記載するようにとの要望もありました。以上報告とさせていただきます。

それでは会議次第に従いまして、議事に入ります。本日は、議案が8件、報告事項が1件となっております。

それでは、議案第5号 令和8年度 藤井寺市立幼稚園の重点教育課題（案）について、こども施設課、説明願います。

○國本こども施設課参事

議案第5号 令和8年度藤井寺市立幼稚園の重点教育課題（案）について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

令和8年度の重点教育課題について、項目によっては令和7年度から引き続いて課題として取り上げております。また、令和8年度として新たに記述した部分については下線を引いておりますので、ご確認をお願いいたします。

では、始めに基本理念です。第2次藤井寺市教育振興基本計画の基本理念と基本目標を上位目標として、市立幼稚園の基本理念と目標を作成しております。

基本理念は『一人ひとりの「未来に向かう力」を豊かに育む』、そして3つの目標をあげております。こちらにつきましては、令和8年度もこれまでのものを踏襲してまいります。

では、2ページをご覧ください。「基本的な考え方」としまして、重点教育課題の前提となる考え方を示しております。中段に記載しておりますが、「人の心と身体の発達には、それぞれの段階での特徴的な成長が見られます。誕生から成人まで、発達段階に見あったバランスでの認知能力と非認知能力の獲得が重要です。乳幼児期は特に、人格形成の土台となる自己受容感や非認知能力の芽生えと伸長が見られる時期であり、その影響は生涯にわたるとされています。幼稚園児にあたる4、5歳児の時期は、身近な大人との愛着関係の中で育まれてきた「自己肯定感（自己受容感）」を土台に「気持ちをコントロールする力」「目標に向かってがんばる力」「人と関わる力」である「非認知能力」を獲得していく時期です。これは、幼稚園教育で育む資質能力「学びに向かう力、人間性」にあたります。また、体験を通して子ども自身が感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」。気づいたことやできるようになったことなどを使って、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力・判断力・表現力の基礎」。幼稚園では、幼児教育に求められるこの3つの資質能力を、遊びや生活の中で総合的に育んでいくことをめざします。」とさせていただきます。

こうした教育活動を展開していくために、保育者の行動指針となるものを5点あげております。特に、令和8年度は、探究や言語の習得の面からの視点を追加しました。下線の2項目になりまして、「園の環境においては、子どもたちが興味関心をもとに自ら選び取り、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりしながら幼児なりに探究していく態度を育めるよう留意すること。」「子どもの言葉や表現が豊かに育っていくよう、他者と心が通う関わりの経験や、絵本や物語に親しめる環境づくりを心がけること。」とさせていただきます。

次に、3ページ願います。ここでは、育成すべき資質・能力3つの柱と「未来に向かう力」を図示しました。この3つの円は、「知識・技能」、「思考力・判断力・

表現力」、「学びに向かう力・人間性」は、教育要領、学習指導要領において、幼児期から小・中・高等学校すべてに示されている育成すべき3つの資質・能力です。幼児期にはその基礎部分を「遊びを通しての総合的な指導」によって育てていきます。

また、近年重視されている「非認知能力」ですが、こちらは「学びに向かう力・人間性」と重ねて考えています。非認知能力を3つの分野で捉えていること、そして、一番下に記載している自己肯定感、自己受容感は、乳児期に大人との愛着から形成されるものなのですが、こうした土台の上に人が育っていくことを示しています。

次に、4ページをお願いします。「重点教育課題」になります。まず、「1. 生活や遊びを通じた発達・学びの支援」について、ここでは子どもたちが生活や遊びを通してどのように育っていくのか、また、教師はどのようにそれを受け止め、何をめざしていけばよいのか、ということをも6つの項目で書いております。3行目になりますが、子どもたちは、「体を動かし五感で感じ取ること、思いを巡らし思考すること、友達と共有したり、協力したりしながら関わりを深めていくこと、他者とのやりとりの中で言語能力を高めていくこと等、遊びや生活の中での様々な経験が、子どもの成長発達を促していきます。教師は、その姿を多面的に捉え、幼稚園教育のねらいが総合的に実現していくよう留意し、適切な指導を行うことが重要です。」と書かせていただき、ここから6つの分野で必要な支援を表しました。保育の基盤となる愛情や信頼関係の構築から、子どもの発達に添って、世界が広がっていく順に表記しております。協同性の部分では、関わりの楽しさといったポジティブな面と、友達との行き違いといったネガティブな面からの育ちについても触れています。また、言語を習得していく段階の子どもたちですので、言葉の発達や、絵本の環境についても加えました。

次に、6ページをお願いいたします。「2. 多様な発達・学びへの支援」について、ここでは、個別の支援が必要な子どもへの対応について述べています。公立幼稚園では、発達に課題をもつ子ども、医療的ケアが必要な子どもが在籍しておりますので、その対応についての項目になります。また、近年増えてきております休日した幼児や家庭への対応についても触れています。

次に、7ページをお願いいたします。「3. 子どもを支えるチームとしての園組織づくり」について、園の組織のあり方についての項目になります。職員間の同僚性を高めていくこと、PDCAサイクルを意識していくことについて記述しています。

同じく7ページの「4. 幼小接続」については、文部科学省中央教育審議会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における、「幼児期においては学習の基盤となる力の芽生えを培い、小学校ではその芽生えを伸ばしていくことが必要です。しかし、幼稚園・保育所と小学校は、小中、中高などの他の学校段階に比べると違いが多く、円滑な接続は容易ではありません。そのため、5歳児から1年生を架け橋期とし、0歳から18歳までの学びの連続性を見据えた、教育の充実や、生涯にわたる学びや生活の基盤作りが重要です。」という提言を踏まえ、本市の状況ですが、幼稚園・保育所・こども園と小学校においては、子ども同士の交流活動が根付いてきております。よって、ここからさらに両者の教育課程につながりが生まれるよう努めていく必要があります。その第一歩として、教師・保育者が互いの教育のあり方や、双方の構造的な違いなどから知っていくことが重要であることから、3つの

項目を記述しております。

次に、8ページをお願いいたします。「5. 家庭や地域との連携の推進」について、ここでは、子どもたちの生活全体が豊かになるように、家庭との連携、地域未就園児に対する子育て支援の充実について述べています。園庭開放や預かり保育などの子育て支援に加え、家庭の教育力の向上を目指し、幼児期における非認知能力の伸長や、スクリーンタイムについての保護者意識を高める働きかけについて触れています。

次に、9ページをお願いいたします。「6. 災害・事故等への対応」について、自然災害、園内での事件・事故など、不測の事態に対して適切に対応できるよう、職員の意識を高めることや、子ども自身も幼児なりに自分の身を守る意識がもてるような取組について述べています。

最後に、同じく9ページ下段の「7. 児童虐待防止」について、国の報告では、児童虐待の相談対応件数は増え続けている中、ここでは虐待事案について発見しやすい立場にある園が留意すべき点について記載しております。また、「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」が改訂され、施設内の虐待についても通報義務が謳われました。それを踏まえ、園内の虐待防止についても触れています。

以上、令和8年度の藤井寺市立幼稚園の重点教育課題として提案させていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○見浪教育長

ありがとうございました。委員の皆様、何かご質問等ございますか。

○富山委員

人はまず知性を身につけるのが重要だと思うのですが、それと感性と人格、社会性や行動力、運動能力、専門的な技能、あとはモチベーションの意思で、大体人間の人格が8パターンの中で出来上がっていると思うのですが、その始まりは保育所や幼稚園から始まっているのではないのかなと思っています。ですので、幼稚園のときにどれだけそれらのキーワードを出して対応していけるかが大切で、やはり子どもを教育するとともにその保護者に対しても、子どもとの関わりはこうすべきですよとどんどん問いかけていかないといけないと思います。また、これからはスマートフォンで何でも対応できるだろうといった、そういう時代になっていくとは思いますが、何か今言った8個の中で欠けていくようなものもあるかもしれないと少し危惧しています。

○國本こども施設課参事

ありがとうございます。8個の要素での人間の資質ができているというところはとても納得しました。乳幼児期からの育ちでいうと、何か8個全部が一斉に育てていくのではなくて、まず一番後ろにある自己受容感というところがあるかないか、しっかりできているかどうかでその後の8個の要素の育ち具合がすごく違ってくるのだらうなということは感じます。ですので、保育者は最初に出会う社会での人として、認識してしっかり自己受容感を育てられるような、また保護者の方との関わりがとても大きいと思いますので、そこは保護者の方もしっかり子どもたちを受け

とめて、「ここにいていいんだよ。あなたは愛されているよ。」ということをしちゃんと伝えていくということは、しっかり啓発していかないといけないと考えております。

○見浪教育長

来年度に講演会という形で、保護者の方々に向けて非認知能力が大事だよというようなどころについては、教育部と子ども未来部の共催でやらせてもらう予定でして、やはり家庭でそういったことをしっかりと伝えていくために大切なことだと考えております。

他に何かご質問等ございますか。

○原委員

やはり幼稚園の子育ての時期は、子どもの発達に対してとても重要な部分を占めると思っていますので、先生たちも神経を使いますでしょうし、大変だと思います。藤井寺市は公立の幼稚園の人数がかなり少ないと思われませんが、子どもたちが同じ年の子と関わることから学ぶこともたくさんあると思えますし、幼少接続ということで小学校の子どもたちと交流を持つこともすごく大切なことだと思えますので、そのあたりも充実できたらいいなと思うのですけれども、どのような感じでしょうか。

○國本こども施設課参事

公立の幼稚園の園児数が減ってきているというところは、本当に苦慮しているところでありまして、4歳と5歳しかいないのですけれども、園内でもできるだけそれぞれの関わりを増やしたりだとか、園の中での環境作りや時間の組み方などもかなり工夫してもらっていますが、やはり園の中だけでは限界があるかもしれませんので、そこは近くの保育所や小学校との関わり合いを持つなど、いろいろなところを工夫しながら行っているという状況です。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○永井委員

今回、児童虐待防止という項目を新たに付け加えられたと思うのですが、今日も残念ながら他市のこども園で発生した虐待のニュースもありましたし、ですので、こういうことをやはりきちんとするという事は素晴らしいと思います。園児たちが安心安全で生きられる幼稚園を目指すというところで、いざという時にこういう項目があるときちゃんとチェックできるので良いことだと思っています。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第5号 令和8年度 藤井寺市立幼稚園の重点教育課題（案）について、決定ということにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第5号 令和8年度 藤井寺市立幼稚園の重点教育課題（案）について、決定ということにさせていただきます。

次に、議案第6号 藤井寺市立幼稚園条例施行規則の一部改正について、こども施設課、説明願います。

○近山こども施設課長

ただ今議題となりました議案第6号 藤井寺市立幼稚園条例施行規則の一部改正について、説明させていただきます。資料2をご覧ください。

幼稚園の学級編制、施設及び設備に関しては、文部科学省が定める「幼稚園設置基準」に従わなければならないとされております。令和8年2月20日付で幼稚園設置基準の一部を改正する省令が公布されたことから、藤井寺市立幼稚園条例施行規則の一部改正を行おうとするものでございます。

幼稚園設置基準の改正内容としましては、近年、幼稚園において特別な配慮を必要とする幼児数は増加傾向にあるなど、より一層、幼児一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要であることから、学級編制基準をこれまでの35人から30人に引き下げるものでございます。藤井寺市立幼稚園条例施行規則第3条第2項では、本市幼稚園の1学級の園児数は、35人以下とされておりますので、これを30人以下とする改正を行おうとするものでございます。なお、本規則の施行は、令和8年4月1日としております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第6号の提案説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○見浪教育長

ありがとうございました。委員の皆様、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第6号 藤井寺市立幼稚園条例施行規則の一部改正について、決定ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第6号 藤井寺市立幼稚園条例施行規則の一部改正について、決定ということにさせていただきます。

次に、議案第7号 藤井寺市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について、学校教育課長、説明願います。

○田中学校教育課長

議案第7号「藤井寺市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）」について、説明させていただきます。資料3をご覧ください。

本計画は公立学校教員の時間外在校等時間の長さが課題となる中、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の改正に伴い、国は学校教職員の時間外在校等時間の削減目標を示し、市教育委員会に対して、具体的な計画を策定するよう義務付けたことを受け策定したものでございます。

2 ページ下段をご覧ください。本市の現状として、令和元年度以降、本市が働き方改革として進めてきた主な取組について記載しております。

次に、3 ページ下段の表をご覧ください。令和4年度から令和6年度までの本市の時間外在校等時間の状況について記載しております。働き方改革にかかる取組の結果、令和4年度から減少にありますが、小中学校ともに年間360時間の時間外在校等時間を上回る教職員が半数以上いることや、特に中学校では月平均45時間を超える教職員が多数存在しており、看過できない実態があります。

そこで、教職員の業務量の適切な管理と健康確保を通じて、教育活動の質の向上と持続可能な学校運営を実現することを目的として、4 ページの表にありますとおり、令和11年度末までの目標を設定しました。計画の期間は、令和8年4月から令和12年3月末までの4年間として、年度末ごとに進捗を確認するとともに、必要に応じて随時見直しを行う予定です。

次に、6 ページをご覧ください。実施する業務量管理・健康確保措置の内容について記載しております。措置内容については、大きく3つに分けて分類しております。1つは、参考資料にあります国が示した「本来学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画する業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の「業務の3分類」を踏まえ重点的に取り組む内容、2つ目は7ページの（2）健康確保措置と業務時間管理についての措置、3つ目は8ページの（3）学校が主体となり取り組む措置内容となっております。

最後に、今後のフォローアップとして、本計画については、必要に応じて毎年度末に進捗状況の確認と必要な見直しを進めます。また、教職員のアンケートや勤務時間の実績データを活用し、取組の状況や検証を行っていきます。さらに、総合教育会議においても実施状況の報告をしていく予定です。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○見浪教育長

ありがとうございました。委員の皆様、何かご質問等ございますか。

○永井委員

私も現在産業保健に関することについて担当していることから、学生にストレスチェックに関して話をするのですが、基本的には年に1回実施すればいいことになっているところ、2回も実施されている中で、残念ながら実施率が64.2パーセントという低い状態で、これはなかなか100パーセントに持っていくことは厳しいのではないのかなと個人的には思っています。むしろ年に1回とするということも考えられるのですが、あえて2回にされているのはやはり精神的な疾患を未然に防止するという観点からそうされているのでしょうか。

○田中学校教育課長

教職員に関しましては、通年通して配置されるものもありますが、年度途中から

の配置ということもありますので、2回の実施については継続していきたいと考えているところです。また、校長を通してになります。受診の促進という形で啓発をしていって、現状ここには記載はないのですが、令和7年度につきましては、70パーセントぐらいはできている状況です。ですので、今後も啓発の仕方等も工夫しながら、確実に先生方のストレスチェックについては実施していきたいと考えております。

○見浪教育長

4ページの表の中学校における「①月平均時間外在校等時間について」に関して、令和6年度末が46.5時間で、令和9年度末目標が45時間以下となっているところ、令和11年度末目標が平均30時間程度となっており、かなり減少幅に差がありますが、そう設定している理由が何かあるのですか。

○田中学校教育課長

現状において、中学校のこの45時間を超える主な要因の一つとして、部活動というところが挙げられるかなと思っておりまして、現在部活動のあり方検討委員会等でその辺りの検討を進めている中、短期スパンの令和9年度末の段階でそこまで大幅な減少が図れるかというやはりなかなか難しいと思われませんが、令和11年度末に向けては、部活動であったり、教員の業務時間が長くなる要因を整理していく中で、大幅な時間減に向けて取り組んでいきたいということで、そのように設定しております。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○富山委員

この参考資料の文科省の「学校と教師の業務の3分類」は分かりやすく整理されているので、先生方はある意味これを見るだけでも気が楽になるのではないかなと私は思っています。要するに、何でもかんでもやらなくていいところを、校長自ら先生方にきちんと行ってあげないと、先生になる人たちは子どもたちに教えたくて、立派にしたいとやっておられるのに、いろんな雑務で潰されて、夢破れて辞めてしまうことになるのは本当にもったいないと思います。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○原委員

学校の先生が教えること以外で、例えば保護者との対応などの業務がたくさんあって大変であるということが、このような表を見ると、あらためて実感するところです。先ほどもありましたが、令和11年度末までの目標について、それだけ減らすということはなかなか大変であると思うのですが、AIなども発達してきているので、それらを活用することで先生が教えることに集中できるのであればいいと思いますし、それで子どもたちの学力も上がってほしいと期待してい

ます。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○永井委員

参考資料の「学校と教師の業務の3分類」において、学校の広報資料やウェブサイトの作成を事務職員に作ってほしいというようなことが書かれていますが、現在学校には事務職員はどのくらい配置されているのでしょうか。逆に事務職員の過度の負担にならないかなと気になるところです。

○田中学校教育課長

事務職員については、学校規模にもよりますが、基本的には各1名になっております。学級数が多いところには2名配置されているのですが、この国の3分類に書かれている事務職員等といいますのは、例えばスクールサポートスタッフというような職種も各校に1名ずつ配置しており、そういった職も含まれますので、過度に事務職員だけに負担がかかるということではありません。

○永井委員

学校は教員だけではなく、事務の方と両方で回していくというところもありますので、教員の負担というところだけではなくて、事務の方に関してもきちんとフォローしていくことも大切だと思いますので、よろしく願いいたします。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第7号 藤井寺市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について、決定ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第7号 藤井寺市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について、決定ということにさせていただきます。

次に、議案第8号 令和8年度 中学生チャレンジテストの参加について、学校教育課長、説明願います。

○田中学校教育課長

議案第8号 令和8年度 中学生チャレンジテストの参加について、説明させていただきます。資料4をご覧ください。

この調査の目的としましては、まず「(1) 大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図る。加えて、テスト結果を活用し、

大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供する。(2)市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立する。(3)学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図る。(4)生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高める。」こととなっております。

次に、テスト実施対象につきましては、府内の市町村立中学校、第1学年、第2学年、第3学年が対象となっております。テスト実施日につきましては、第1学年、第2学年は令和9年1月13日(水)、第3学年は令和8年9月2日(水)となっております。

次に、テスト内容につきましては、調査の対象教科として、第1学年で国語、数学及び英語、第2学年及び第3学年で国語、社会、数学、理科及び英語とし、生徒に対するアンケートも実施することとなっております。

続いて、2ページをご覧ください。テスト結果の取扱いにおける(5)テスト結果の取扱いに関する配慮事項につきましては、「テスト結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう、また、調査の適切な遂行に支障を及ぼすことのないよう十分配慮すること。」となっております。

続いて、5ページ、6ページをご覧ください。「評定の公平性の担保に資する資料について」ですが、「(3)「府全体の評定平均」の取扱い」としまして、「②市町村教育委員会は、域内の学校に各学年の「府全体の評定平均」を示すとともに、それらを活用し、学校の評価活動の改善と充実を図ること。」「③学校は、各学年の「府全体の評定平均」及び調査結果により、各学校が求めた各学年の「評定平均の範囲」を活用し、自校の評価活動の改善と充実を図ること。」としております。そして、「(4)大阪府公立高等学校入学者選抜における「府全体の評定平均」の活用」において、「調査書に評定を記載する際に各学年の「府全体の評定平均」を活用する方法については、第3学年は令和9年度、第2学年は令和10年度、第1学年は令和11年度の大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項にそれぞれ示す。」となっております。

市教育委員会といたしましては、学校に対し、指導と評価が一体であることを意識し、評価が生徒の学習の改善に生かせるよう指導してまいります。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○見浪教育長

ありがとうございます。委員の皆様、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第8号 令和8年度 中学生チャレンジテストの参加について、決定ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第8号 令和8年度 中学生チャレンジテストの参加について、決定ということにさせていただきます。

次に、議案第9号 令和8年度 各種教育方針について、学校教育課長、説明願います。

○田中学校教育課長

議案第9号 令和8年度 各種教育方針について、説明させていただきます。資料は5になりますが、それぞれ資料5-1としまして「令和8年度 藤井寺市学力向上プラン」、5-2としまして「令和8年度 生徒指導方針」、5-3としまして「令和8年度 支援教育方針」、5-4としまして、「令和8年度 教職員研修に係る方針」の4種類となっております。それでは順を追って、特に変更してきた点等について説明させていただきます。

まず、資料5-1「令和8年度 藤井寺市学力向上プラン」についてになります。令和8年度は、「“わくわく”がとまらない、“わくわく”を学びの力に！子ども主体の深い学びへ」、サブテーマを「～育てたい子ども像を具現化する逆向き設計の単元・授業デザイン～」とし、子ども主体の深い学びを実現するための学力向上プランを推進してまいります。子どもたちの現状としましては、市全体として、「主体的に学ぶ力」や「アウトプットする力」は全国水準となっており、自己肯定感や探究的な学びに関する肯定的な回答も、全国学力学習状況調査のアンケート等で見ていきますと向上しています。

ただ一方で、引き続き基礎・基本の定着、学力の二極化、平日家庭学習を全くしない児童生徒の割合の高さ、不読率の増加、そして、いわゆるスクリーンタイムの増加などといった課題は継続して挙げられます。また、令和7年度の学力・学習状況調査のアンケートの中で、「人の役に立ちたい」「地域や社会のために何かしたい」といったいわゆる向社会性が低いことも、今後注視すべき課題として捉えております。

そのような中で、やはり教員の授業力の向上が、学力の底上げと学びの質の向上を図るうえで重要なポイントと考えています。こうした現状を踏まえ、令和8年度の学力向上プランでは、①授業づくりの改革、②教員の学び方の転換、③学力向上推進事業の活性化の三つの柱を中心に取組を進めたいと考えております。

また、令和8年度は新たに「支援教育」の視点を学力向上プランに位置づけました。子どもの集中力を高めたり、落ち着いた雰囲気の中で学べる教室環境づくりや、教材教具、指示や学習方法など授業のユニバーサルデザイン化などは、すべての子どもに「わかる」「できる」を保障する素地となるものです。支援教育の視点も学力向上プランの中に明記しながら、学校全体で子どもの「わかる」「できる」授業につなげていきたいと考えます。「令和8年度 藤井寺市学力向上プラン」についての説明は、以上となります。

続きまして、資料5-2「令和8年度 生徒指導方針」になります。主な追記・変更箇所には下線を引いております。生徒指導とは、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える

教育活動となります。それらを踏まえ、安全・安心で信頼される学校づくりを進めるために、重点を示し、取組について整理したのが生徒指導方針となります。

重点課題については、暴力行為・いじめ・不登校の現状等について、時点修正をしており、取組に関して新たに追記、変更した主な点について説明いたします。3ページをご覧ください。これまで「教育支援センターを活用した学校支援」として記載していた箇所について、「多様な「学びの場」の確保」とさせていただきます。市が設置する教育支援センターウイングや各校の校内教育支援ルームだけではなく、大阪府が設置する不登校支援センターや民間のフリースクールとの連携についても記載し、多様な子どもの居場所づくりに努め、支援することについて示しました。

4ページをご覧ください。「「SOSの出し方に関する教育」の推進」としまして、児童生徒が悩みや危機に直面した際、自ら支援を求める力を育むため「SOSの出し方教育」の実施について記載しました。これについては、スクールカウンセラーと協働し、実施していく予定です。また、教職員のSOSの受け止め方等対応力向上を図る研修を実施する予定です。

次に、「ICTの活用」としまして、1人1台タブレットPCによる「こころの日記」機能等を活用し、児童生徒の心の変化や揺らぎを早期に把握することや、オンライン学習支援ツールによる学習機会の保障について記載しています。

次に、「インターネット・SNSを通じたいじめへの対応」としまして、新たな課題となっているインターネット・SNSを通じたいじめへの対応として、情報モラル教育等の実施や、家庭での適切なルール作りの必要性の周知など、保護者との連携について記載しています。

次に、「いじめ重大事態の未然防止・早期発見」としまして、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の取組について記載しています。「令和8年度 生徒指導方針」における主な変更点についての説明は、以上となります。

続きまして、資料5-3「令和8年度 支援教育方針」になります。本市では、各学校園において障がいのある子どもたち一人ひとりの状態を的確に把握し、きめ細かい指導のさらなる充実を図り、「ともに学び、ともに育つ」教育環境の実現をめざしています。1ページの「2. 本市の支援教育における重点課題について」をご覧ください。重点として3点あげております。

1点目は、「特別の教育課程の編成と内容の充実」です。児童生徒が、主体的に学習上、生活上の困難を改善・克服するための学習である自立活動を計画的、組織的に行えるように、取り組んでいきます。2点目は、「個々の教育的ニーズに応じた就学の実現」です。それぞれの年代における児童生徒の望ましい成長を促すためには、できるだけ早期から、個々の状況に応じた教育を受けることが望ましく、本人及び保護者の意向や将来の希望などをふまえた上で就学先をはじめとする進路選択ができるように時間をかけて、福祉や保健所等関係機関とも連携し、丁寧な就学相談を行っていきます。3点目は、「通級指導の充実」です。本市の通級指導教室は、市内全小中学校に複数設置されていますが、令和8年度は小学校で3教室増加し21教室、中学校は増減なしの9教室となりました。通常の学級在籍の児童生徒の個々の障がいの状況等の的確な把握により、ひとりひとりの教育的ニーズや障がい状況に応じた計画を作成し、児童生徒が主体的に生活上の困難を改善・克服するための自立活動を充実させていきます。

これらを踏まえ、2ページに支援教育方針を示しております。主な昨年度からの

変更点としましては、⑦において、「個別の教育支援計画」の共有や引継ぎについて、進学先や就労先をはじめ、関係機関との共有や引継ぎの重要性を示しました。⑩において、「ともに学び、ともに育つ」を基本に、交流及び共同学習の充実について記載し、インクルーシブ教育の視点からあらためて交流や共同学習の重要性について示しました。最後に、⑭では、当事者が原因のわからないまま困難を抱えているケースが多くあるL i D / A P D（聞き取り困難症/聴覚情報処理障がい）について、早期に適切な支援や配慮を行うことができるよう教員の理解を図るため新たに示しました。「令和8年度 支援教育方針」については、以上となります。

続きまして、資料5-4「令和8年度 教職員研修に係る方針」になります。変更点を中心に説明させていただきます。

まず、「1. 教職員研修に向けて」は、特に変更ありません。引き続き、教職員研修の充実に努めていきます。「2. 藤井寺市教育委員会が実施する研修の視点」について、③の学力向上の取組におきまして、指導教諭と共に創る研修をさらに充実させるために、指導教諭連絡会を開催し、主体的に研修を立案・実践する体制を構築します。次に、⑧のG I G Aスクール構想のさらなる充実に向けて、これまでの連絡会に合わせて、G I G A推進チームによる「体験」を軸としたミニ学習会を実施し、授業や校務でI C Tを活用する力を養います。次に、⑫の令和7年12月に国立大学法人大阪教育大学との連携協定をしたことを受けて、教員生涯学習プラットフォーム「O Z O N E - E D U」の活用や、自らの課題認識に基づく自律的な学習を支援するとともに、いじめや不登校への対応、地域と連携した安全・安心な学びの場づくりなど、多岐にわたる課題について、大阪教育大学と連携し取組を進めていきます。「令和8年度 教職員研修に係る方針」については、以上となります。

以上、令和8年度の学校教育課の四つの方針について、説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○見浪教育長

ありがとうございました。委員の皆様、何かご質問等ございますか。

○富山委員

資料5-1の学力向上プランについて、「わくわく」という言葉がキーワードになっていますが、どういう定義を定めていらっしゃるのですか。

○田中学校教育課長

その「わくわく」という言葉の背景として、「子ども主体の深い学びへ」というところに繋がっていくのですが、子どもたちがそのことに対して「没頭できる状態」を「わくわく」として、学力向上推進委員会の中ではキーワードとして進めていております。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○原委員

資料5-2の生徒指導方針についてですが、年々この生徒指導というところは

変になっていっているのではないのかなと思っています。日々子どもたちがいろいろな事案に巻き込まれたり巻き込んだりというところで神経をとがらせないといけなんでしょうし、子どもたちだけの問題ではなくて、保護者も関わってくる問題になってきているのだらうと思っていますが、そちらに関する対応はどう考えておられるのでしょうか。

○田中学校教育課長

それぞれの事案に対する対応ということももちろんありますが、この生徒指導方針の冒頭部分の「生徒指導の目的」というところに書かせていただいておりますように、子どもたちが自主的・自発的に考えていく、例えば子どもたち自身がルールを作っていく中で、そのルールを自主的に守っていくといった成長を促していくというところに主眼を置いておまして、いわゆる保護者への啓発・働きかけというところも、必要であるとは思っておりますけれども、まずは子どもたち自身の成長を促していくということが大切であると捉えておりますので、例えば自己肯定感を上げるポジティブ行動支援といったこともその取組の一つとして、そのような取組を学校として行っていくべきと考えておりますし、そのように我々としても指導助言していきたいと考えております。

○寺田教育監

生徒指導といいますと、どうしても悪いことをしたことに対する指導というような捉え方があるかもしれませんが、ここでの生徒指導といいますのは、先ほど学校教育課長が申しましたように、そもそも自分たちがより良く学校生活をしていくためにどのように考えていくか、そういうところに対して学校としてどういうことができるかということもあります。ただ、当然何か問題を起こしてしまったことに対しても指導していくことはありますが、そちらにつきましても、子どもたちの自主性を尊重しながら、成長を促していけるように学校として努めていきたいと考えております。

また、原委員がおっしゃられたとおりで、保護者の方々との協力関係というところは、やはり学校としてすごく考えていかなければならないところだと思いますので、子どもたちが将来どういう大人になっていてもらいたいかというところを大切にしつついろいろ進めていければと考えておりますので、よろしく願います。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○富山委員

お話を聞いていて、子どもたちに主体的にルールメイキングをしてもらうというところが私の中でとても腑に落ちまして、この辺りをもっと強調してもらって、保護者の方々にも子どもたちにも分かりやすく理解してもらえそうな資料か何かを提供できればいいのではと思いました。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○永井委員

同じく資料5-2の生徒指導方針を拝見させていただくと、不登校の件数が小学校で63名、中学校で93名と書かれていますけれども、この数値は全国平均や大阪府とどのくらい違うのか、同じなのか、そこら辺を教えていただくことはできますか。

○田中学校教育課長

今この場で詳しい数字は出せないのですが、全国の状況と比較した場合において、不登校の件数に関しては本市の件数の方が少ないという結果になっております。令和7年度の状況については、まだ完全に数字が出てきていないのですが、令和6年度から令和7年度にかけて、いわゆる暴力行為やいじめに関する取組を積極的に進めてきていることについて、取組の成果が一定出てきているのかなという状況が今の段階では見られております。

○永井委員

取組の成果が出ているということは、すごく良いことだと思います。いじめや不登校については、子どもの学習を阻害してしまうことになってしまいますので、そういうことが起こらないように未然に防止するということがとても大切であると思います。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第9号 令和8年度 各種教育方針について、決定ということにさせていただきます。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第9号 令和8年度 各種教育方針について、決定ということにさせていただきます。

次に、議案第10号 藤井寺市人権教育基本方針について、学校教育課、説明願います。

○豊崎学校教育課参事

議案第10号 藤井寺市人権教育基本方針について、説明させていただきます。資料6をご覧ください。

本市の現行の人権教育基本方針は、平成13年に策定したのですが、策定以降、国際化、情報化、少子高齢化などが進む等、社会を取り巻く情勢が変化しています。それに伴って、各人権課題における問題の状況が複雑化するなどの変化があり、社

会における人権意識の高まりとともに、新たに顕在化した人権問題も存在しています。

そこで、今回、現在の人権課題をふまえて、人権教育基本方針をお示しのとおり、改訂することとしました。主な改訂としましては、インターネットの利用が飛躍的に進んだことによるものです。スマートフォンやSNSが普及するなかで、情報化社会は、人々の生活を豊かにしています。

一方、ひとたび、インターネット上で人権侵害が行われると、情報が瞬く間に拡散します。インターネット上の人権侵害は、加害者が匿名であることが多いうえ、その情報すべてを削除しようとしても、極めて困難であるといった特徴から、インターネット上の人権侵害は深刻化しています。さらに、マイノリティの人々を対象としたインターネット上の誹謗中傷事案が生じております。

これらのことから、全ての人々が被害者にも加害者にもならないよう、学校教育と社会教育が連携し、人権教育を実施する必要があります。あらゆる人権問題の解決に向け、人権教育を推進する取組は普遍的なものであり、これからも変わるものではないと考えますが、社会において新たに生じた人権課題、または顕在化した人権問題も存在していることから、今回の改訂に至りました。

以上、誠に簡単ではございますが、藤井寺市人権教育基本方針についての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○見浪教育長

ありがとうございました。委員の皆様、何かご質問等ございますか。

○富山委員

今の時代に即して、インターネットやSNS、マイノリティといったところをきちんと押さえられているので、よくできていると思います。

○見浪教育長

他にご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第10号 藤井寺市人権教育基本方針について、決定ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは議案第10号 藤井寺市人権教育基本方針について、決定ということにさせていただきます。

次に、議案第11号 藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部改正について、生涯学習課長、説明願います。

○辻野生涯学習課長

議案第11号 藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部改正について、ご説明させていただきます。資料7の2枚目、新旧対照表をご覧ください。

前回の定例教育委員会議において、一般会計補正予算のご説明の際において触れさせていただいておりましたが、現在、藤井寺南小学校（ふじのこ学級）の放課後児童会を学校教室で実施しているところ、小学校の学級数の増加に対応するため、1教室を生涯学習センター（シュラホール）3階に移設することとなりました。

また、道明寺東小学校（ひまわり学級）の放課後児童会を2教室開設しておりますが、利用者増により1教室増設が必要となりました。これに伴い、第2条別表に明記されている放課後児童会の追加および変更が必要となったため、改正するものです。なお、この規則は令和8年4月1日から施行いたします。

以上、ご審議いただきますよう宜しくお願いいたします。

○見浪教育長

ありがとうございました。委員の皆様、何かご質問等ございますか。

○原委員

現在、放課後児童会は希望者全員が入会できる状況になっているのでしょうか。

○辻野生涯学習課長

現在、待機児童はおられません。希望された方全員について、入会していただいております。

○見浪教育長

他にご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第11号 藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部改正について、決定ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは議案第11号 藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部改正について、決定ということにさせていただきます。

次に、議案第12号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

議案第12号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について、ご説明させていただきます。資料8の2枚目、新旧対照表をご覧ください。

事業を行う際に関係部署の承認が必要になるのですが、事業内容によってどの部署の承認が必要なのかを定めた合議に関する箇所に変更がありまして、その改正の内容としましては、組織機構改革に伴います課の名称の変更と、事務分担の変更に伴うものとなっております。

まず一つ目は、右側の改正前の第10条第3号にあります「管財課長」について、令和7年4月1日の組織機構改革で総務課に統合されておりましたが、これまでの

間は読み替えにより対応しておりましたところ、今回他の改正と併せ改正するものです。

続きまして、改正前の第5号において、「主要施策事業及び行政組織」に関することについては戦略調整課等の合議が必要でしたが、改正後も「主要施策事業」はそのまま戦略調整課になりますが、次の第6号において、総合計画に基づく実施計画事業のうち採択された事業に関連するものについては戦略調整課に合議をまわすことが追加し、更に、第8号において、行政組織に関するものについては人事課等の合議が必要となることを追加させていただきます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○見浪教育長

ありがとうございました。委員の皆様、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第12号 藤井寺市教育委員会事務処理規程の一部改正について、決定ということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第12号 藤井寺市教育委員会事務処理規程の一部改正について、決定ということにさせていただきます。

続きまして、報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決しておりますので報告させていただきます。

それでは、報告第5号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

それでは、報告第5号 教育委員会の後援名義等使用について、ご説明させていただきます。

今回の報告につきましては、令和8年2月分の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料9の5件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき、報告させていただきます。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、報告第5号 教育委員会の後援名義等使用について、承認してよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、報告第5号 教育委員会の後援名義等使用について、承認ということにさせていただきます。

本日本日予定しておりました案件は、全て終了しました。全体を通じまして、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、3月定例教育委員会会議を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後3時32分